

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和3年12月15日付けの保護決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分を取り消し、令和4年1月分及び2月分の扶助額をいずれも136,770円へと変更することを求めている。

- 1 本件では、支給決定の前提となった転居の必要性がなくなったものではなく、事実、転居をし、そのために必要な諸費用を支出しているのであって、事情変更がない以上撤回は許されない。

請求人は、引越しのために必要な費用としての支出が許されているものと理解しており、レンタカー代以外にも飲食代が含まれるが、これも引越しを手伝ってくれた人に対する人工代替わりの謝礼と考えて支出したものである。

- 2 仮に戻入が許されるとしても、収入認定によって、令和4年1月分の扶助額がわずか44,903円、同年2月分が44,920円の支給にとどまる結果は、明らかに最低限度の生活を保障するとの法の趣旨に違反し、さらには、憲法25条の生存権を侵害するものというべきである。
- 3 また、現住所地と旧住所地とで二重に住居費がかかる期間については、領収書の提出があればその分の費用を支給するとの説明を担当職員から受けているのであるから、支払うべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 2月13日	諮問
令和5年 3月16日	審議（第76回第1部会）
令和5年 4月10日	審議（第77回第1部会）
令和5年 5月 1日	審議（第78回第1部会）
令和5年 6月13日	審議（第79回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の

ために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法 11 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を、3 号に住宅扶助を掲げている。

(2) 生活扶助

法 12 条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。

(3) 住宅扶助

法 14 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

(4) 申請による保護の変更

ア 法 24 条 9 項及び同項において準用する同条 1 項は（以下、(4)において、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

生活保護法施行規則 1 条 3 項は、法 24 条 1 項 5 号（同条 9 項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事

項は、①要保護者の性別及び生年月日、②その他必要な事項としている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(5) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(6) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・1は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(7) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場

合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(8) 転居に伴う移送費

保護基準別表第1・第3章・3は、移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とするとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送の範囲は、同・(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすることとしている。そして、同・(サ)は、被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないときを挙げ、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとする。

(9) 扶助費の戻入の遡及限度、戻入の場合の収入充当

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2・答・2は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとしている。

また、問答集13-3・答は、返納額を収入充当額として計上する場合、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきであるとしている。

(10) 次官通知及び局長通知並びに問答集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件に適用に関して、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 事実の整理・認定

これを本件処分についてみると、次の各事実が認められる。

ア 請求人が、自身の転居について、引越し業者は自分で探したいと〇〇福祉事務所の職員に申し出たため、処分庁は、通常、転居費用は現物給付が原則とされているものの、転居地が遠隔であったことから、請求人の申出を認めることとした。そして、請求人は、引越し業者2社分の見積書を提出し、処分庁は、この2社のうち、より安価な業者の見積金額165,000円を請求人の転居に要する費用として支給することを決定した。

イ ところが、請求人は、事前に処分庁により承認された引越し業者を使うことなく、自身が友人やレンタカーを手配して転居を行い、転居後に、処分庁からの求めに応じてレンタカー等の領収書を提出した。処分庁は、請求人が提出した領収書のうち、飲食費等は事前に承認した額(事前承認移送費)には含まれず、レンタカー代、高速道路料金の一部(転居日の分)、ガソリン代については事前承認移送費に含まれていたものとして計21,283円を承認することとした。その結果、事前承認移送費165,000円と事後承認移送費21,283円との差額143,717円(過支給移送費)が、また、転居に伴い家賃が減額となりその差額40,000円(過支給住宅費)が、それぞれ請求人への過払額として生じたことから、計183,717円(過支給保護費)を令和4年1月分と2月分とに分割して

充当することとした。

ウ 処分庁は、請求人の令和4年1月分の保護費に対して、過支給移送費のうち91,867円及び過支給住宅費40,000円の計131,867円を充当する保護変更決定を行い（本件処分）、本件処分通知書により請求人に通知した。

(2) 審査会の判断

移送費の範囲は、被保護者が転居する場合で、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えないとされるほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とされており（1・(8)）、また、保護の変更を申請する者は、実施機関が要保護者の保護の種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないとされているところ（同・(4)・ア）、処分庁が事前に承認した額（事前承認移送費）と実際に請求人が支出した額が異なったことから、そのうち、事前承認移送費に含まれていると考えられるレンタカー代、高速道路料金の一部及びガソリン代についてのみ承認することとしたことに違法又は不当な点は認められない。

また、保護の実施機関は、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行うとされているところ（同・(5)）、事前に請求人が申請し処分庁が承認した保護の変更とは異なる方法により請求人が転居したことから（上記(1)・ア及びイ）、また、転居に伴い住宅扶助費が変更となったことから（上記(1)・イ）、処分庁は、過支給となった保護費（過支給保護費）について、そのうちの91,867円を請求人の令和4年1月分の保護費に充当する保護変更を行ったことに（本件処分。上記(1)・ウ）、違法又は不当な点はなく、その算定に当たって違算も認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めにより行われたものといえ、取り消すべき理由はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分を取り消し、令和4年1月分及び2月分の扶助額をいずれも136,770円へと変更することを求めている。

(1) 請求人は上記(第3・1)のとおり、本件では、支給決定の前提となった転居の必要性がなくなったものではなく、事実、転居をし、そのために必要な諸費用を支出しているのであって、事情変更がない以上撤回は許されない旨主張する。

しかし、保護基準においては、移送費の額は、移送に必要な最小限度の額を支給するものとされており、局長通知第7・2・(7)・ア・(サ)は、移送費のうち被保護者が転居する場合に荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を支給するものとされている(1・(8))。

上記局長通知からすれば、処分庁が事前に承認していない荷造費等の費用は、移送費の支給の対象になるものではなく、また、事前に承認した費用のうち実際に要しなかった費用があれば、支給額の認定は変更されるべきものと解される。そうすると、局長通知に基づき、事前承認移送費を変更した本件処分に不合理な点は認められず、請求人の主張は採用することができない。

(2) 請求人は、上記(第3・2)のとおり、令和4年1月分及び2月分の扶助額は、明らかに最低限度の生活を保障するとの法の趣旨に違反し、さらには、憲法25条の生存権を侵害すると主張する。

しかし、本件処分は、上記2のとおり法令等の定めにより行われたものであり、違法又は不当な点はなく、その算定に当たって違算も認められないことから、請求人の主張には理由がない。また、本件処分は令和4年1月分までの保護費の変更であるから、同年2月分の保護費の変更を求めている請求人の主張は、本件審査請求の理由とすることはできない。

なお、請求人は、憲法 25 条の生存権を侵害すると主張するが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

(3) また、請求人は、上記（第 3・3）のとおり、現住所地と旧住所地とで二重に住居費がかかる期間についての家賃の領収書を本件審査請求書に添付しており、その費用も支給されるべきと主張している。

しかし、処分庁に確認したところ、請求人が事前に転居費用の申請をした際及び転居後に処分庁から資料を求められた際並びにそれ以降、当該領収書は提出していないから、それは別途請求人が処分庁に対して申請すべきものであり、本件処分の対象ではない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹